

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年3月28日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

#### 1 請求人の主たる主張

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 生活扶助基準を2004年3月以前の基準に戻せ。

保護基準引下げに伴う本件処分によって、健康で文化的な最低限度の生活（憲法25条）を下回る生活を余儀なくされた。よって本件処分は憲法25条、法1条及び3条に違反する。

今回の基準引下げは、生活保護費全体の削減という至上命題のもと、法8条2項の規定とはかけ離れた統計データの恣意的抽出及び分析を行ったものであり、失当である。

厚生労働大臣の裁量を逸脱した基準引下げ告示による本件処分は、法1条、3条、8条1項及び同条2項に違反する。

また、違法な告示に基づいて行われた本件処分は、保護を不利益に変更する「正当な理由」がないのであるから、法56条にも違反する。

- (3) 本件処分の保護変更決定通知書の、「2 保護を変更した理由」

及び「3 令和5年4月における保護の種類及び扶助額」の誤りを訂正し再通知せよ。

## 2 請求人の前項の主張以外の主張

- (1) 6月から10月までは、夏季加算（冷房費）8,000円を基準額に加えよ。
- (2) 生活家電購入費等の臨時に必要な費用については、その都度、別途、支給せよ。
- (3) 過去の複数回の生活保護基準改定時の保護変更決定通知書も誤りを訂正し、再通知せよ。

## 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 6月17日	諮問
令和6年 9月12日	審議（第92回第4部会）
令和6年10月11日	審議（第93回第4部会）
令和6年11月12日	審議（第94回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定される。

なお、法11条1項は、1号に生活扶助を、3号に住宅扶助を掲げ

ている。

- (2) 法25条2項及び同項において準用する法24条4項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

## 2 本件処分についての検討

- (1) 保護基準によれば、冬季加算は、保護基準別表第1の生活扶助基準において定められている「基準生活費」の項目で、特別区に居住する1人世帯の場合、11月から3月までの期間において、一月当たり2,630円の冬季加算額を計上することとされている（保護基準別表第1・第1章・1・(1)・ア「1級地」・(ア)「1級地-1」・第2類VI区（東京都は、同(2)・イにより、冬季加算額における地区別（都道府県別）において、「VI区」の区分とされている。））。

したがって、処分庁は、保護基準に則り、本件処分により、令和5年4月1日以降の請求人に対する保護の実施において、同年3月まで計上されていた冬季加算額2,630円について、これを削除し、当該変更を通知するために、本件処分通知書に「冬季加算の削除による。」との理由を記載して、請求人に対し、本件処分通知書を送付したものと認められる。

よって、処分庁は、本件処分により、請求人に対する保護の変更を行ったものであり、その判断は、法及び保護基準の定めにもとづいたものであると認められ、この点に違法又は不当な点は認められない。

- (2) ところで、本件処分は令和5年4月1日以降の請求人に対する保護の実施において、同年3月まで計上されていた冬季加算額を削除したものであるところ、本件処分通知書には、「保護を変更した理由」について、本件処分の理由記載に加えて、「基準改定等による。」と記載した部分がある。

これは、保護基準について、本件改定がなされたことにより、処分庁が管内の被保護世帯宛てに発行した令和5年4月1日を変更年月日とする保護に係る処分通知書には、一般的に記載されているものと推測される。しかしながら、本件処分に関する限りは、本件改定を原因として、請求人が受けている保護に何ら変更はないことが認められる。

したがって、当該記載は、本件処分の理由として必要なものとはい

えないが、違法又は不当なものともまでいうことはできない。

しかしながら、行政処分に理由付記が求められる趣旨は、処分庁の判断の恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服申立てに便宜を与えるものであると解されるところ（行政手続法14条1項についての最高裁判所平成23年6月7日判決参照）、本件処分通知書における「基準改定等による。」との記載は、余事記載に当たるといえ、請求人に処分理由につき誤解を生じさせ、かつ、審査請求において主張をさせる要因となっているという点において、理由付記の本来の制度趣旨に沿う運用がなされていなかったことを端的に示すものである。

処分庁は、本件処分のように処分通知書の理由欄に不必要な記載がされることのないよう、システムの改善など早急に対策を講じて、理由付記の適切な運用を図るべきであることを付言する。

### 3 請求人の主たる主張について

請求人は、上記第3・1のとおり、保護基準における本件改定は、生活保護費全体の削減を目的として、厚生労働大臣の裁量を逸脱して不適切に行われた違法なものであるから、本件改定に則って行った本件処分は、憲法25条及び法の規定に違反したものであるとして、本件処分の取り消しを求めている。しかしながら、本件処分における保護の変更は、冬季加算をなすべき期間の終了を原因とするものであって、保護基準の本件改定の内容による影響は何ら受けないものであると認められる（上記2・(2)）。

したがって、請求人の主張は、本件処分の取消理由として採用することはできない。

### 4 請求人の前項の主張以外の主張等について

請求人は、上記第3・2のように、夏季加算の支給について、生活家電購入費等の支給について及び過去の保護変更決定通知書についても主張している。

しかしながら、本件審査請求においては、本件処分の違法性又は不当性を検討すべきものであるところ、請求人のこれらの主張は本件処分とは関係がないものである。

したがって、請求人の主張は、本件処分の取消理由として採用することはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美